

# 第三次弟子屈町子ども読書活動推進計画

令和3年度～令和7年度



弟子屈町教育委員会

# 目 次

## I 計画策定の考え方

- 1 子どもの読書活動推進の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 4 計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

## II 第二次計画における成果と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

## III 子どもの読書活動を推進するための具体的な取り組み

- 1 家庭における読書活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 2 地域における読書活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 3 学校等における読書活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

## 資料編

- 弟子屈町子ども読書活動推進会議要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 子どもの読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 文字・活字文化振興法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

# I 計画策定の考え方

## 1 子どもの読書活動推進の意義

読書活動は「子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないもの」（子どもの読書活動の推進に関する法律）であり、社会全体でその推進を図っていく必要があります。

平成17年に「文字・活字文化振興法」が制定された後、平成19年には「学校教育法」が一部改正され、義務教育の目標に関する規定の中に、「読書に親しませ」という文言が新たに盛り込まれました。その後実施となった新しい幼稚園教育要領や保育所保育指針では、絵本や物語などに親しみ、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わうこと、また、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の新しい学習指導要領では、学校図書館の利活用を図り、読書活動を充実することが明記されています。

弟子屈町においては、平成23年12月に「弟子屈町子ども読書活動推進計画」を、平成28年3月に第二次計画を策定し、子どもの読書活動を推進してきました。今回の「第三次弟子屈町子ども読書活動推進計画」では、より一層子どもたちが読書に親しめるよう、学校等・家庭・地域が一体となり、子どもたちが主体的に読書活動を行うことができる環境の整備を進めるため、さまざまな取り組みを実施していきます。

## 2 計画の目的

弟子屈町で育つすべての子どもたちが、町内のあらゆる機会とあらゆる場所において、自ら進んで読書活動ができるよう、また、読書を通じて読解力や思考力、表現力を培うことができるよう、子どもたちの発達段階に応じた読書活動を、学校等・家庭・地域において積極的に推進することを目的としています。

### 3 計画の期間

この計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、必要に応じて計画を見直します。

### 4 計画の目標

#### 本と出会い、親しむための読書活動の推進

子どもの発達段階に応じて、読書の楽しさを知るきっかけとなり、子どもが読書に対して興味を持ち、共感・感動する図書に出会えるよう、読書に親しむための機会を提供します。

#### 読書習慣が弟子屈町に根付くための環境づくり

弟子屈町の子どもたちがあらゆる機会、あらゆる場所において好きな本を手にとることができるよう、弟子屈町図書館や学校等における読書環境の整備を図ります。

## Ⅱ 第二次計画における成果と課題

第二次計画の期間中、関係機関や各団体との連携により様々な事業を実施し子どもの読書環境の整備が進められました。その結果、以下の成果が出ている一方、取り組まなければならない課題もあります。

子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、引き続き子どもの読書環境の整備や読書の楽しさを伝える機会を提供する必要があります。

### ➤ 成果

年度	新たに実施した事業	成果
平成28年度	※図書館ボランティアの導入。	利用者が図書館活動に携わる機会ができた。
平成29年度	※弟子屈小学校への図書館バスによる貸出開始。(町内のすべての小学校に図書館バスが巡回。)	弟子屈小学校の児童が本に触れる機会が増えた。
	おはなしはらっぱ25周年を記念して、「はらっぱまつり」の開催。(劇団風の子北海道公演、絵本スタンブラリー)	普段見ることができない芸術を見ることにより、子どもの感性を豊かにすることにつながった。
	※図書館福袋の実施。	これまで読まなかった新たな本と出会う機会を作ることができた。
平成30年度	子どもに夢を事業(ブックスタート事業)でプレゼントする絵本の冊数が1冊から2冊に増加。	乳児が絵本に親しむとともに、親による読み聞かせが親子のコミュニケーションを促進させる機会となった。
	弟子屈中学校の宿泊研修の事前学習として、図書館を活用した調べ学習を実施。	中学校が授業で図書館を使う機会が生まれた。 生徒が図書館の本を使い、自分たちで調べて学ぶことができた。
	※ぬいぐるみおとまり会の実施。	参加した子どもが楽しみながら絵本に親しむ機会を作ることができた。
	※絵本パックの貸出開始。	親が子に読み聞かせをする機会を作ることができた。 親が借りる絵本を選びやすくなった。

年度	新たに実施した事業	成果
令和元年度	<p>図書館開館30周年を記念して、「本田哲也さんおはなし会&amp;お絵かき教室」の開催。</p> <p>(おはなしはらっぱスペシャル、古本市、図書館バス貸出を併せて実施。)</p>	<p>絵本作家のお話や読み聞かせ、動物のお絵かきに子どもたちが楽しく取り組んでいた。</p>
	<p>4歳半児健診において、読み聞かせを実施。</p>	<p>幼児が絵本を楽しむ機会が増えた。</p>

➤ 課題

- 学校の読書環境をより良くするため、図書館と学校をつなぐ存在として学校司書が必要となる。
- 子どもの興味がゲーム、スマートフォンに流れているため、活字への興味を促す方策が必要となる。
- 小学校から中学校、高校へと継続して読書に親しめるよう読書意欲を喚起する。
- 読み聞かせボランティアの研修やグループ間の意見交換の機会の増加が望まれる。
- 図書館バスの老朽化に伴う新規車両への更新。
- 建物が図書館仕様でないため、書架や読書スペース等の施設が手狭となっている。
- 新型コロナウイルス等の感染症対策。

~~~~~

図書館ボランティア: 希望する利用者をボランティアとして登録して、図書館活動を支援する。

図書館バス: 自動車に図書館資料を積み、利用者の近くへ出張してそこで貸出を行う。機動力を生かし、遠隔地の住民へのサービスを担当している。現在1台の図書館バスが、町内15ステーションで貸出を行っている。

図書館福袋: 一般、ヤングアダルト、児童、絵本の4ジャンルごとに、テーマに沿った2~3冊入りの福袋を複数用意し、本の中身を見えないようにして貸出す。

ブックスタート: 赤ちゃんとお本を開くことの大切さや楽しさを保護者に伝えながら、絵本や読み聞かせのアドバイスの入ったブックスタートパックを無料で手渡す。すべての家庭において、本の読み聞かせを通じて、親子のふれあいの時間を持つことができるよう支援するもの。弟子屈町では、「子どもに夢を実行委員会」が主体となって実施している。

読み聞かせ: 本を見せながら読んで聞かせること。親が子に、あるいは図書館員や保育士、教師が子ども一人ひとりに、または、小グループに対して行う。読み聞かせは、その子どもの本来の能力を引き出し、将来とも本を友とする習慣づけをする第一歩として欠かせないものです。

ぬいぐるみおとまり会: 幼児がぬいぐるみと一緒に読み聞かせの後、ぬいぐるみが図書館に泊まり、夜に起き出したぬいぐるみを写真におさめ、翌日のお迎え時にぬいぐるみが選んだ絵本を貸出し、写真をプレゼントするもの。

絵本パック: 図書館で乳幼児に勧めたい絵本3冊を1セットにして貸出する。

学校司書: 学校図書館で図書担当教諭と協働し、図書資料の受入れ、装備、保存整理・修繕及び図書資料の目録・索引の作成など、学校図書館の運営に係る専門的・技術的業務に従事する専門職員。

## Ⅲ 子どもの読書活動を 推進するための具体的な取り組み

### 1 家庭における読書活動の推進

#### 家庭の役割

子どもの読書習慣は、日常の生活の中で育まれてきます。子どもにとってもっとも身近な存在である保護者が率先して、本に触れることが大切です。保護者による絵本の読み聞かせや、図書館や書店に出向くなど、工夫しながら子どもが読書に親しむきっかけをつくることが重要です。また、家族で一斉に読書の時間を設けたり、読書を通じて子どもが感じたことや考えたことを話し合ったりして家族のコミュニケーションを図る「家読（うちどく）」<sup>\*</sup>を実施するなど、子どもの読書に対する興味や関心を引き出すよう働きかけることも家庭における重要な役割と考えます。

#### ＜ 推進方策 ＞

| 施策・事業       | 概要                                      |
|-------------|-----------------------------------------|
| ブックスタート事業   | 0歳児健診に町内で生まれた赤ちゃんと保護者を対象に実施します          |
| 家読（うちどく）の啓発 | 読み聞かせに向いている書籍などをホームページや広報でしかがで情報提供を行います |
| 読み聞かせの実施    | 読み聞かせボランティアと連携して絵本に親しむ機会を提供します          |



家読(うちどく):家庭での読書を通して、家族のコミュニケーションを図ろうという取組のことです。

## 2 地域における読書活動の推進

### 図書館の役割

図書館は、子どもが読みたい本を自由に選び、気軽に読書を楽しむことができる場です。また、保護者にとっても、子どもに読ませたい本を選んだり、子どもの読書について専門職員である<sup>\*</sup>司書に相談したりする場でもあります。そのため、使いやすい蔵書配列や絵本の配架、検索システムの実施の他、来場したくなる企画展など開催して、読書活動の拠点となる役割を担っています。

### ＜ 推進方策 ＞

| 施策・事業                        | 概 要                                                                 |
|------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 読書関連イベントの実施                  | 子どもたちが親しみを持って来館できるイベントを定期的の実施します                                    |
| 子ども向け <sup>*</sup> 図書資料の充実   | 子どもの発達段階にあわせた図書資料について蔵書の充実に努めます                                     |
| 読み聞かせの実施                     | 読み聞かせボランティアと連携して絵本に親しむ機会を提供します                                      |
| 図書館間の本の相互貸借制度の利用             | 図書館で所蔵していない図書は、道立図書館等から貸出を行います                                      |
| 図書館バスによる巡回貸出                 | 学校や施設等を巡回し、町内の子どもたちが本に触れる機会を提供します                                   |
| 新着図書や推薦図書の紹介                 | 新着図書などは図書館のホームページや広報でしかがで情報提供します                                    |
| 図書館ボランティアの育成と活用の促進           | 図書館運営の充実のため図書館ボランティアの育成や活用の促進を図ります                                  |
| <sup>*</sup> 電子資料の利用に向けた調査検討 | 電子図書やCD-ROMの絵本など、紙媒体以外の資料の扱い方について調査・検討します                           |
| 新型コロナウイルス等感染症に対する予防対策        | 流行性の感染症に対応するため、館内の公衆衛生の徹底を図ります                                      |
| 障がいのある人への配慮                  | 障がいのある人でも使いやすい図書館であるよう施設整備を図ります<br><sup>*</sup> さわる絵本や点字絵本などを充実させます |
| 各団体等との連携                     | <sup>*</sup> 布絵本や <sup>*</sup> 点字図書等を作成するボランティアサークル等との連携支援を図ります     |
| 新図書館整備に向けて必要な機能の検討           | 中心市街地再構築全体構想で挙げられている図書館の移転整備に向けて必要な機能の検討を進めます                       |

**司書**: 図書資料が利用者に有効に活用されるよう専門的業務(管理、運営、資料の収集、整理、保管、閲覧、貸出、レファレンスなど)に従事する職員。

**図書資料**: 図書、記録、視聴覚教育の資料等。

**電子資料**: インターネットからダウンロードした小説、CD-ROM に収録された絵本、タブレット端末に保存されている教材など、ネットワーク情報資源(ネットワークを介して得られる情報コンテンツ)等の資料。

**さわる絵本・点字絵本**: 多くは、すでに出版されている絵本の変形版。手で触った感覚で何が描かれているかを理解できるようにさまざまな材料で作られ盛り上がった形で立体感を出し、触ることによって情報の伝達を図る本。

**布絵本**: 布などを使って制作された絵本。アプリケなどの手法を使い、絵画的表現や実物に似た立体表現を作り出す絵本。布を土台として、ひも、ボタン、スナップ、マジックテープ等、日常身近に使われる材料を使用して、結んだりほどいたり、留めたりはずしたり、はがしたりくっつけたりできるように工夫されている。

**点訳図書**: 点字によって書かれた本(点字図書)。点字図書の多くは、ボランティアなどによる手書きの点字本・点訳図書。



## 公共施設等の役割

弟子屈町では、子育て支援センターや、子ども発達支援センター、放課後児童クラブなど、目的や対象に応じた施設を有しています。各施設においても、読み聞かせなどの読書に親しむ活動を実施することが、子どもの成長において必要な役割となります。

### << 推進方策 >>

| 施策・事業               | 概要                                      |
|---------------------|-----------------------------------------|
| 読書環境の充実             | 図書館から団体貸出を行い、施設内で子どもが読書に親しめる環境の充実を図ります  |
| 子育て関連の講座における読書活動の推進 | 関係機関と連携のうえ、読み聞かせの実施や絵本の紹介など読書活動の推進を図ります |
| 読書に関する情報提供          | 広報てしかがや弟子屈町ホームページなどを用いて、読書関連の情報を提供します   |

## 民間団体等の役割

子どもの読書活動を推進するには、家庭や図書館だけではなく、地域住民による読書活動も不可欠です。各種団体やボランティアサークルは、読書活動に関する理解や関心を広めるとともに、読書に親しむさまざまな機会を提供するなど、子どもの自主的・自発的な読書活動を推進することに大きく寄与しています。これらの各種団体やボランティアサークルがスキルを高めるとともに、活動をともにする人材を育成することが求められます。

### << 推進方策 >>

| 施策・事業         | 概要                                       |
|---------------|------------------------------------------|
| ボランティアによる読書活動 | 図書館や学校等での読み聞かせなど、ボランティアが能力を発揮できる機会を提供します |
| ボランティアの育成     | 学習会や講座の開催により、読書に携わる人の資質向上と新たな人材育成に努めます   |
| 各種団体等の連携      | 各種団体等の連携を図り、相互の活動支援に努めます                 |

### 3 学校等における読書活動の推進

#### 認定こども園・保育園の役割

乳幼児期は絵本の読み聞かせなどをおして新たな世界に興味や関心を広げる時期であり、認定こども園や保育園では、子どもが様々な本に触れる機会を増やすとともに、発達段階に応じた絵本や紙芝居の読み聞かせができるよう、図書資料を充実することが必要です。

#### ◀ 推進方策 ▶

| 施策・事業           | 概 要                                            |
|-----------------|------------------------------------------------|
| 図書スペース・図書資料の充実  | 施設に応じた図書スペース、並びに必要な図書資料の充実を図ります                |
| 図書館の団体貸出の利用     | 図書館の団体貸出を利用して、絵本や紙芝居等の充実に努めます                  |
| 読書の研修会や講演会の参加奨励 | 読み聞かせ技術の向上につながる研修会等に保育教諭や保育士の参加を奨励しスキルアップを図ります |



## 小学校・中学校の役割

学校では、子どもが多く語彙や多様な表現に触れ、新たな考えに出会う読書の機会を充実するとともに、授業や様々な教育活動をとおして学校図書館を計画的に活用し、主体的・対話的で深い学びの実現や子どもの情報活用能力の育成を図る役割があります。

また、学校図書館は、児童生徒の読書活動の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成する「情報センター」としての機能を有しており、対応するための環境整備が求められます。

### ◀ 推進方策 ▶

| 施策・事業               | 概要                                              |
|---------------------|-------------------------------------------------|
| 読書の習慣化              | ※「朝読書」など全校一斉の読書活動により読書の習慣化を図ります。                |
| 読み聞かせ等の実施           | 読み聞かせや読書の時間を設け、子どもに読書の楽しさを伝えます                  |
| 地域住民との連携            | 読書ボランティアや保護者と連携して読書活動の実施、読書環境の整備を図ります           |
| 児童生徒の自主的な読書活動       | 図書委員会等読書に関する活動が自主的に実施されるように働きかけます               |
| 学校図書館の図書充実          | 学校図書館の蔵書について、標準冊数を満たすとともに、図書を定期的に入れ替えて質の向上を図ります |
| 図書館の活用促進            | 調べ学習や朝読書に使用する図書について町図書館を有効活用し、様々なジャンルの図書を借用します  |
| 障がいのある児童生徒への配慮<br>※ | 障がいのある児童生徒に対して必要な読書資料の選定や読書指導を行い、読書活動を支援します     |
| 学校司書の配置の検討          | 学校図書館の機能を高めるために、学校司書の配置を検討していきます                |

朝読書：始業前に、児童生徒教職員が全員で本を読む活動。1988年千葉県の高教諭林公(はやしひろし)が提唱し、実践したのが始まり。

学校司書：小中学校の学校図書館で図書担当教諭と協働し、図書資料の受入れ、装備、保存整理・修繕及び図書資料の目録・索引の作成など、学校図書館の運営に係る専門的・技術的業務に従事する専門職員。

# 資料編

## 弟子屈町子ども読書活動推進会議設置要綱

平成 23 年 11 月 25 日制定

改正 令和 3 年 2 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、弟子屈町における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「子ども読書活動推進計画」という。）を策定し、効果的な実施を図るため、弟子屈町子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 子ども読書活動推進計画の策定及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、読書活動の推進に関する重要事項について審議し、施策の実施を推進すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、会長及び委員 20 人以内をもって組織する。

(会長)

第 4 条 会長は、教育長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第 5 条 委員は、次に掲げる職域及び団体等からの推薦により組織する。

- (1) 役場 子ども・子育て支援担当課
- (2) 小学校
- (3) 中学校
- (4) 認定こども園
- (5) 青少年活動関係団体
- (6) 読書・読み聞かせ団体
- (7) 教育委員会 学校教育担当課
- (8) 教育委員会 社会教育担当課
- (9) 教育委員会 図書館

(会議)

第 6 条 推進会議の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 推進会議の庶務は、図書館において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

○子どもの読書活動の推進に関する法律

---

○子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日号外法律第154号

〔文部科学大臣署名〕

子どもの読書活動の推進に関する法律をここに公布する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○文字・活字文化振興法

○文字・活字文化振興法

平成17年7月29日号外法律第91号

〔文部科学大臣署名〕

文字・活字文化振興法をここに公布する。

文字・活字文化振興法

(目的)

第1条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵（かん）養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第3条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵（かん）養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第6条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第7条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵(かん)養)

- 第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵(かん)養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵(かん)養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

- 第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

- 第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

- 第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。
- 2 文字・活字文化の日は、10月27日とする。
  - 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

- 第12条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。



## 第三次弟子屈町子ども読書活動推進計画

発 行 令和3年3月

発行者 弟子屈町教育委員会